

# 福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要綱

平成29年4月12日

電力広域的運営推進機関

本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものといたします。

## 目 次

1	電源接続案件募集プロセスの概要	1
2	電源接続案件募集プロセスの流れ	4
3	工事費負担金について	19
4	工事費負担金補償契約について	23
5	辞退の手続について	24
6	その他	25

(別紙1)	対象設備、対策工事内容
(別紙2)	募集対象エリア
(別紙3)	電源接続案件募集プロセスの流れ
(別紙4)	提出・問合せ先（窓口）
(別紙5)	入札対象工事实施後における募集対象エリアの空容量マッピング
(別紙6)	入札・系統連系順位等に関する補足
(別紙7)	電源接続案件募集プロセスにおける系統連系順位の決定 及び工事費負担金算定イメージ（例示）
(別紙8)	応募容量が募集容量を超過した場合の入札方法について
(別紙9)	入札の成立条件を満たさない場合における対応について
(様式1)	応募申込書
(様式2-1)	入札書
(様式2-2)	入札申込書
(様式3-1)	共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）
(様式3-2)	共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）
(様式4)	辞退書

## 1 電源接続案件募集プロセスの概要

- ・電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）は、平成29年2月13日に福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

つきまして、本募集要綱により、次のとおり、当該エリアにおいて連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集します。

### 1. 1 入札対象工事の概要

#### (1) 対象設備及び対策工事内容（別紙1参照）

北平変電所154/66kV変圧器増設工事

#### (2) 入札対象工事費

約5.3億円（税抜）※1※2

※1 国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）に基づく費用負担ルール（以下「新費用負担ルール」といいます。）における算定額は、特定負担：約5.2億円、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）※3：約0.1億円です。

※2 費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルール（以下「旧費用負担ルール」といいます。）においては、FIT電源の場合、原則として、工事費全額が特定負担となります。

※3 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額として本機関が指定する額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります（別紙7参照）。

#### (3) 工事完了予定時期

本プロセス完了時から約2年後（平成32年1月目途）※4

※4 本プロセスが後記1.4のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結され、本プロセス完了の1か月後（平成30年2月）に工事着手できた場合の予定時期となります。

なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。

### 1. 2 募集する容量

7.9万kW

### 1. 3 募集する電源

- ・募集対象エリア内（別紙2参照）において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等<sup>※5</sup>

※5 同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したFIT電源を含みます。

### 1. 4 スケジュール<sup>※6</sup>

平成29年2月13日	・本プロセスの開始・公表
平成29年4月12日	・募集要綱の公表
平成29年4月13日	・応募の受付開始
平成29年4月25日	・説明会の開催
平成29年5月15日	・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認
平成29年5月22日	・接続検討の開始
平成29年8月下旬頃	・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始
平成29年9月下旬頃	・入札の受付締切 ・第1次保証金の振込期限（開札日の2営業日前まで） ・開札（優先系統連系希望者の決定） ・再接続検討の開始
平成29年12月上旬頃	・再接続検討結果の回答 ・再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認 ・第2次保証金の振込期限 ・工事費負担金補償契約の締結
平成30年1月中旬頃	・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表

※6 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

### 1. 5 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期等にご留意ください。（工事費負担金については後記3参照）

なお、入札対象工事实施後における募集対象エリアの送電系統の状況について別紙5に示しますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。

- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事

費負担金概算や工期等は、接続検討及び再接続検討の回答においてお示しします。

- ・本プロセスの応募者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したものと取り扱います。なお、辞退したものと取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み、申込み済みの契約申込み及びFIT法に係る告示に規定する接続申込み（以下「契約申込み等」といいます。）、応募、入札等）は無効となります。

#### 1. 6 電源接続案件募集プロセスの運営

- ・本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます。）と協力し、本プロセスを実施いたします。（別紙3参照）
- ・そのため、本プロセスにおける応募や入札等の窓口、資料の発送元等が東北電力となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・応募者から受領した資料は、本プロセスの遂行及び本プロセス完了後のシステムアクセス業務以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、本プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

## 2 電源接続案件募集プロセスの流れ

### 2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

#### (1) 応募申込書の提出

##### a 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・添付書類（後記2. 1（2）参照）

##### b 提出先

- ・東北電力の窓口にご提出してください。（別紙4参照）

##### c 提出方法

- ・応募書類を持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、東北電力から受付番号を記載した写しを返送いたします。

##### d 応募期間

- ・応募期間：平成29年4月13日（木）～平成29年5月15日（月）  
（郵送の場合、平成29年5月15日（月）必着）
- ・受付時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時  
（ただし、土・日・祝日を除く）

##### e 提出部数

- ・1部

#### (2) 添付書類等

##### a 接続検討関係書類等

- ・接続検討申込書<sup>※7※8</sup>
- ・検討料（20万円＋消費税等相当額）<sup>※9※10</sup>

※7 本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者の親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の接続検討申込先は、必ず本機関としてください。また、特定系統連系希望者が希望する場合においても、東北電力ではなく本機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。その場合は、接続検討申込書の宛名を本機関とした上で、別紙4の窓口にご提出してください。

※8 次に該当する場合は、次の資料を提出してください。

- ・接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し
- ・接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※9 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要とします。ただし、本プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込中の案件に対する回答はいたしません。

※10 応募書類を受領後に東北電力より検討料の請求書を送付いたしますので、接続検討開始予定日の前営業日（平成29年5月19日）までに指定の口座にお振込みください。

b 契約関係書類等

(a) 契約申込み（同時申込みの場合を含む。）を行った系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・契約申込書の写し
- ・国が発行する設備認定通知書の写し（設備認定取得済みのFIT電源の場合）

(b)平成24年度及び平成25年度にFIT法に係る告示に規定する接続申込書を提出した系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し
- ・国が発行する設備認定通知書の写し（設備認定取得済みのFIT電源の場合）

(3) 申込済みの契約申込み等の取扱い

- ・電源接続案件募集プロセスは、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を単独で行うことを前提とした通常の契約申込みと異なり、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集する手続です。
- ・そのため通常は、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、原則として、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなします。その場合、応募者の工事費負担金算定においては、原則として、新費用負担ルールが適用されます。
- ・ただし、今回の募集に際しては、次の手続を行うことにより契約申込み等を維持することが可能です。

a 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）より前に契約申込み等を行っている場合

- ・応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択する。
- ・なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。

b 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以後に契約申込み等を行っている場合

- ・応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択する。
- ・なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。

#### (4) 留意事項

- ・1 発電場所につき1 申込みとします（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込みを行うことはできません）。  
なお、同一地点で異なる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、先に応募した電源接続案件募集プロセスについては辞退したものとして取り扱います。その場合、原則として、申込み済みの契約申込み等も含めて無効となりますので、十分ご注意ください。
- ・原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。また、費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者における旧費用負担ルールの適用についても、応募締切以降の変更は、原則として、認めませんのでご注意ください。
- ・必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類に不備がある場合（発電場所や受電地点が不明確な場合等）は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・接続検討開始予定日の前営業日（平成29年5月19日）までに応募書類の補正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とします。その場合には、通知するとともに、検討料の振込みがなされている場合には検討料を返金いたします。  
なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正が必要となる可能性があること、並びに東北電力による検討料の請求書の発送までに応募書類の受領から5営業日程度を要するとともに、郵送や振込手続に要する期間を踏まえ、早期の応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。
- ・接続検討開始予定日以降に応募者が辞退した場合、又は辞退したのものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。
- ・応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）が本機関の想定を著しく上回る場合で、入札対象工事等を見直して電源接続案件募集プロセスを実施した方が良くと本機関が判断したときは、入札対象工事等を見直した募集要綱にて、改めて、連系等を希望する発電設備等を募集することがあります。
- ・応募容量が募集容量を著しく下回った場合等においては、系統増強規模を縮小し、入札対象工事の内容を変更することがあります。なお、その場合には、接続検討回答時に連絡いたします。

#### 2. 2 接続検討の実施

- ・応募の締切後、応募書類に基づき、全ての応募者について、接続検討を行います。

#### 2. 3 接続検討結果の回答

- ・接続検討の結果は、原則として<sup>\*11</sup>、接続検討開始日から3か月以内に回答いたし



ます。

- ・接続検討回答に入札対象工事以外の供給設備工事（66kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費、工期についてお知らせします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答にあわせ、入札及び入札額（入札負担金単価×最大受電電力）検討のための情報として、応募受付件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせします（別紙6参照）。

※11 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超える場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況、及び本プロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について応募者に連絡いたします。

## 2.4 入札

### (1) 入札手続

- ・接続検討の回答後、入札を希望する応募者は、入札対象工事<sup>※12</sup>に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額を応募容量<sup>※13</sup>で除した単価を基準に設定<sup>※14</sup>し、接続検討の回答時に通知いたします。  
なお、参考値として、入札対象工事の工事費総額を募集容量で除した単価は約0.7万円/kW（税抜）となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

※12 応募容量が募集容量を超過した場合、原則として、入札対象工事として、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の増強工事案を入札において提示します。その場合の入札方法については別紙8をご参照ください。

※13 応募容量が募集容量を上回る場合は、募集容量とします。

※14 新費用負担ルール適用者の場合は、入札対象工事の工事費総額を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となりますので、別紙6をご確認ください。

#### a 提出書類

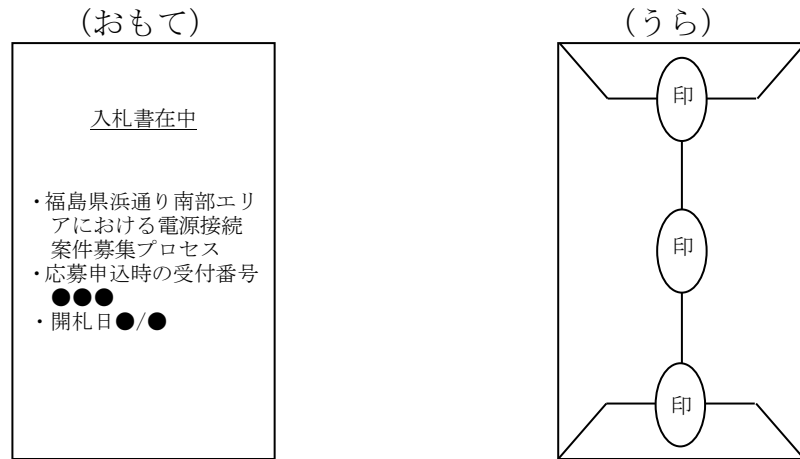
- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

#### b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

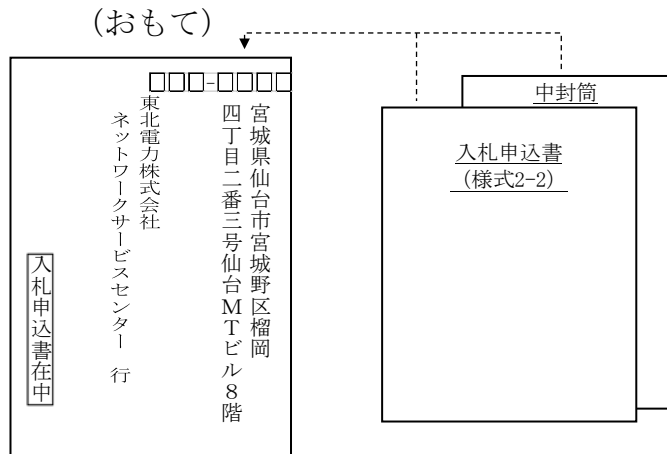
(a) 中封筒

入札書（様式2-1）を封入の上、封印してください。また「入札書在中」と表記するとともに「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（本プロセスの名称）」「応募申込時の受付番号」「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を、接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘してください。



- ・入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達記録が残る郵送方法にて、入札締切日必着にて提出してください。
- ・押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

c 提出先

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号仙台MTビル8階  
(接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札期限

- ・平成29年9月頃（応募者には接続検討の回答時に別途お知らせします）

e 提出部数

- ・1部

f 留意事項

- ・以下の場合には系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金（後記2.4（2）参照）を返金いたします。
  - （a）記名押捺がない場合
  - （b）意思表示の内容が不明確な場合
  - （c）提出書類に虚偽の記載がある場合
  - （d）入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
  - （e）振込期限までに第1次保証金の振込みがない、又は、不足している場合
- ・本プロセスの応募者以外は入札できません。
- ・入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

（2）第1次保証金（入札保証金）

a 第1次保証金額

- ・入札にあたっては、次の①又は②のいずれか高い方の金額を第1次保証金としてお振込みください。

① 入札負担金単価 [円/kW]（税抜）×最大受電電力 [kW] × 5%  
+消費税等相当額

② 20万円+消費税等相当額

- ・第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

b 振込方法と期限

- ・第1次保証金は開札日の2営業日前までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
- ・振込方法、振込期限、開札日については、接続検討の回答とあわせてご案内します。

c 第1次保証金の取扱い

- ・第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

（a）優先系統連系希望者の第1次保証金

ア 本プロセスが成立した場合

- ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

イ 本プロセスが不成立であった場合

- ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- （b）優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金
  - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・上記にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第1次保証金を返金します。
  - （a）再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事費のうち特定負担分を除く。）を超過することを理由に辞退した場合
  - （b）再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
  - （c）天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
  - （a）本プロセスが成立した場合
    - ・入札対象工事費に充当する。
  - （b）本プロセスが不成立となった場合
    - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

（3）留意事項（発電場所の重複について）

- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、原則として、応募者が入札以降に辞退する場合は第1次保証金が、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8（3）参照）が没収されます。また、同プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4）をご負担いただくこととなります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合、応募者自身が不利益を被ることとなります。また、入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があ

り、同プロセスが遅延する可能性が生じます。これらの影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整を行ってください。

- ・入札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合<sup>\*15</sup>は、上記の影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください<sup>\*16</sup>。なお、本機関及び東北電力は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償しません。

※15 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や、接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限りです。なお、本機関及び東北電力が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご注意ください。

※16 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（かかる情報の提供について、優先系統連系希望者への事前・事後の確認等を行うことはありません）。

## 2. 5 開札及び優先系統連系希望者の決定

### (1) 開札

- ・開札は、本機関の立会いのもと、東北電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

### (2) 系統連系順位の決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、本機関が入札負担金単価の高い順に決定します。
- ・ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

$$\begin{aligned} & \text{新費用負担ルール適用者の入札負担金単価（補正後）} \\ & = \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{*17} \end{aligned}$$

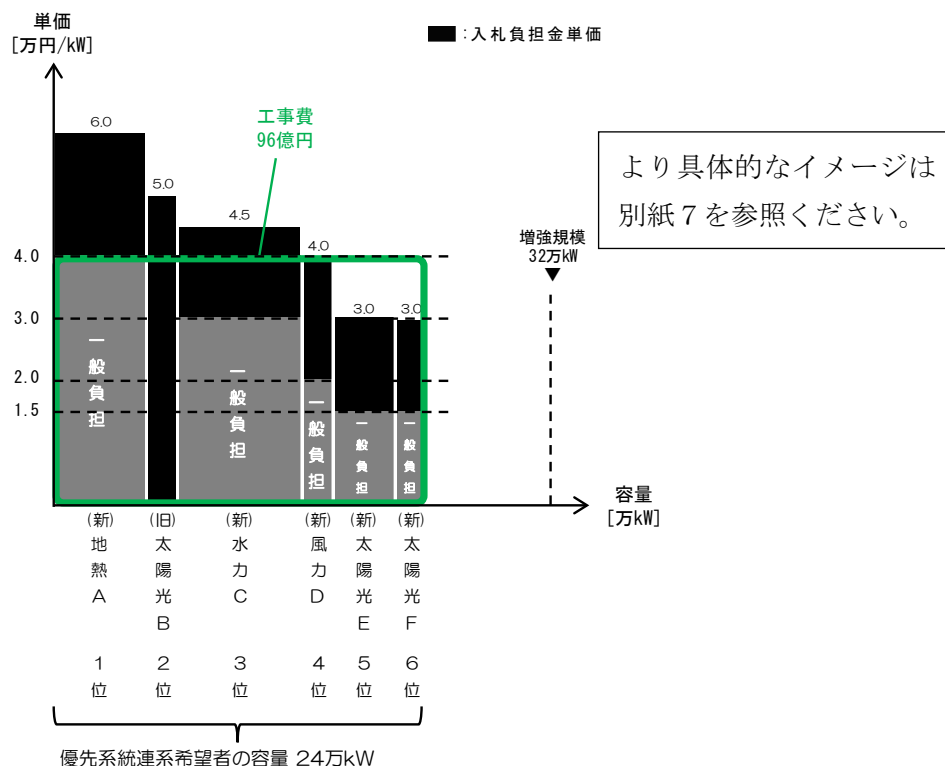
- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、本機関の立会いのもと、東北電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとします（入札の成立条件を満たしていない場合は、対策規模の縮小等を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定します）。

※17 当該系統連系希望者の一般負担単価 [円/kW]  
 = 入札対象工事の工事費総額のうち新費用負担ルールにおける一般負担額<sup>※18</sup> [円]  
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]

ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

※18 入札の成立条件を満たさない等により対策規模を縮小させる場合は、見直し後の対策規模における一般負担額となります。

[系統連系順位の決定イメージ]



### (3) 優先系統連系希望者の決定

- ・募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります(別紙6参照)。
- ・優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。

### (4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は以下を満たす場合とします。

$$(\text{①} + \text{②})^{\text{※19}} \geq \text{③}$$

- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価(税抜)×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「当該系統連系希望者の一般負担単価<sup>※17</sup>×最大受電電力」の合計
- ③：入札対象工事の工事費総額(税抜)

※19 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3)参照）が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算します。

#### (5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。
  - a 優先系統連系希望者
    - ・入札負担金単価
    - ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール）
    - ・優先系統連系希望者である旨
  - b 非優先系統連系希望者
    - ・入札負担金単価
    - ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール）
    - ・非優先系統連系希望者である旨及び優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

## 2.6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

## 2.7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

## 2.8 共同負担意思の確認

### (1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、東北電力に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等することを希望しない場合には、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、第1次保証金を没収いたしますので、ご注意ください（前記2.4(2)c参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合に

は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。

## （2）負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金（入札額を除く）の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき<sup>※20</sup>、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として<sup>※21</sup>「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※20 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告下さい。

※21 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金（入札額）の補正（後記3.3参照）により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正予定額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

## （3）第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合には、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。
  - a 第2次保証金額
    - ・第1次保証金と同額（前記2.4（2）a参照）。
  - b 振込方法と期限
    - ・振込金額、振込方法、振込期限については、共同負担意思確認時にご案内します。
    - ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。
  - c 第2次保証金の取扱い
    - ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。
      - （a）本プロセスが成立した場合
        - ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。
      - （b）本プロセスが不成立であった場合
        - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金



する。

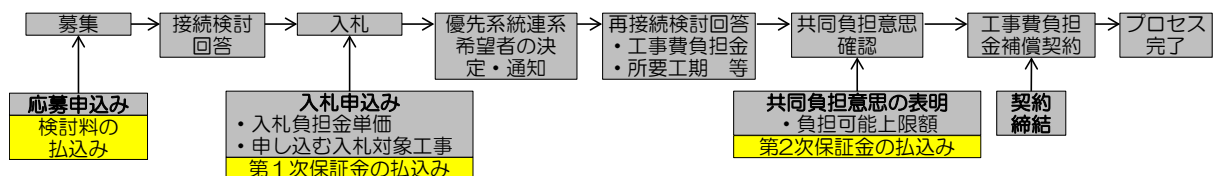
- ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第2次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第2次保証金を返金します<sup>※22</sup>。

- (a) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工事費負担金（入札額を除く。）が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額（入札額を除く。）を超過したことにより辞退として取り扱われる場合
- (b) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合
- (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※22 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

- ・入札者から没収した第2次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
  - (a) 本プロセスが成立した場合
    - ・入札対象工事費に充当する。
  - (b) 本プロセスが不成立となった場合
    - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。
- ・振込期限までに第2次保証金の振込みがない、又は、不足している場合には、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、通知の上、第2次保証金を返金いたします。
- ・第2次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。

#### <検討料・保証金払込みのタイミング>



#### (4) 工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定<sup>※23</sup>しま

す。

- ・ 工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
  - a 優先系統連系希望者
    - ・ 工事費負担金の額が確定した旨
    - ・ 再接続検討の結果の回答
    - ・ 工事費負担金補償契約のご案内
  - b 前記（２）において辞退扱いとなった入札者
    - ・ 申告した負担可能上限額（入札額を除く）
    - ・ 辞退扱いとなった際の工事費負担金（入札額を除く）、入札額の減額補正予定額
    - ・ 本プロセスの完了後、第２次保証金を返金する旨

※ 2 3 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費が増減することがあります。

## 2. 9 工事費負担金補償契約の締結

- ・ 工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東北電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、本プロセスの成立以降に連系等をできなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・ 上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、第１次保証金及び第２次保証金は原則として没収いたしますので、ご注意ください。
- ・ 一部又は全部の優先系統連系希望者が工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記 2. 8（４）の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。

## 2. 10 本プロセスの成否と同プロセスの完了

### （１）本プロセスが成立する場合

- ・ 全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、本プロセスは成立するものとします。
- ・ 本プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、契約申込みの手続について東北電力からご案内いたします。
- ・ 本プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った全ての行為（接

続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等)は無効となります。

(2) 本プロセスを不成立とする場合

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、系統増強規模の縮小等により成立を試みます(別紙9参照)が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で本プロセスは不成立とします。
- ・本プロセスが不成立となった場合、系統連系希望者が行った全ての行為(接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等)は無効となります。

(3) 本プロセスの完了

- ・本プロセスが成立した場合又は不成立とする場合、本プロセスは完了いたします。

## 2. 1 1 本プロセスの結果の公表

- ・本機関及び東北電力は、本プロセスの完了後、以下のとおり、同プロセスの結果について公表いたします(ただし、d及びeは本プロセスが成立した場合に限ります)。
  - a 本プロセスの成否
  - b 応募件数・応募容量
  - c 入札件数・入札容量・入札総額・平均入札負担金単価(単純平均)
  - d 優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価(単純平均)
  - e 没収された第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

## 2. 1 2 契約申込み

- ・優先系統連系希望者には、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容を反映した内容で、東北電力に契約申込み<sup>\*24</sup>を行っていただきます<sup>\*25</sup>。
- ・契約申込後、東北電力との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に契約申込みを行っていただけない場合には、原則として、当該優先系統連系希望者が連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・契約申込後、東北電力が連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、東北電力の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、東北電力は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとします。
- ・前2項の場合についても、契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、工事

費負担金補償金をご負担いただきます。

- ※24 優先系統連系希望者が同時申込み（後記6.3）を行っている場合は、意思表示書の提出になります。
- ※25 申込み済みの契約申込み等の維持を希望した優先系統連系希望者には、申込み済みの契約申込み等を再接続検討の回答内容を反映した内容に変更する手続について、東北電力からご案内いたします。

### 3 工事費負担金について

#### 3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

##### (1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

##### (2) 電源線工事

- ・電源線の 신설工事費用及び既設設備の対策工事費用  
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者<sup>※26</sup>の最大受電電力で按分した金額といたします。

##### (3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用<sup>※27</sup>

##### (4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの  
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔特定負担分〕を共用する優先系統連系希望者<sup>※26</sup>の最大受電電力で按分した金額といたします。

##### (5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額<sup>※28</sup>とその他供給設備工事の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額  
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額<sup>※28</sup>と共用するその他供給設備工事の工事費〔一般負担分〕を共用する優先系統連系希望者<sup>※26</sup>の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額

※26 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※27 託送供給等約款により算出いたします。

※28 入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担単価<sup>※17</sup> × 最大受電電力

#### 3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

- ・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系順位が未

決定のため、全ての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事費負担金概算を回答いたします。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事の工事費総額を本プロセスにおける応募容量<sup>※13</sup>で按分した額のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合の、当該応募者に係る工事費負担金<sup>※29</sup>

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金<sup>※27</sup>

(4) その他供給設備工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち、当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金<sup>※29</sup>

(5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額<sup>※28</sup>と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額<sup>※29</sup>

※29 設備対策費用について設備を利用する全ての応募者で按分した場合の工事費負担金<sup>※30</sup>と、設備対策費用を単独で負担することとなった場合の工事費負担金<sup>※31</sup>を回答いたします。

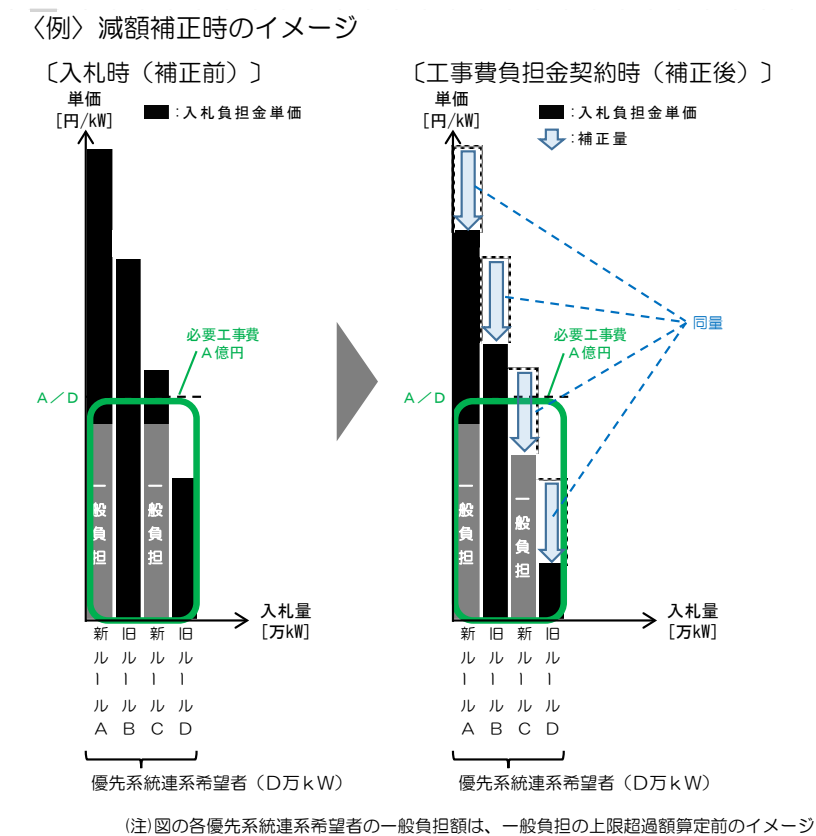
※30 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため設備対策の費用負担が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、全ての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

※31 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状設備の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独でその他供給設備工事の費用を負担せざるを得なくなったイメージです。

### 3.3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正

- ・優先系統連系希望者の契約申込後、東北電力の連系承諾を経た上で、工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額並びに没収された第1次保証金及び第2次保証金の合計が入札対象工事費を超過又は不足<sup>※32</sup>する場合には、超過額又は不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を補正します（負担金単価としては、一律に増減することとなります）。ただし、減額補正の限度は、

入札額と一般負担額の合計までとします※33。



・なお、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め、上記算定方法による補正を実施します。

※32 本プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合等に不足することがあります。

※33 新費用負担ルール適用者の場合になります。旧費用負担ルール適用者の減額補正の限度は入札額までとなります。

### 3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算

・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金※34に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします※35。

※34 入札対象工事については、前記「3. 3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法に準じて、算定いたします。

※35 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め精算いたします。

### 3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

・設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合、東北電力の託送供給等約款に

基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金<sup>※34</sup>が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。

- 上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返還します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- 工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに1回実施いたします。



## 4 工事費負担金補償契約について

### 4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、東北電力との間で工事負担金補償契約を締結していただきます。
- ・本プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
  - a 入札対象工事の工事費負担金
  - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
  - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分

### 4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
  - a 工事費負担金契約時に入札対象工事の工事費負担金を補正した場合  
前記「3. 3 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法
  - b 工事完了後の精算時  
前記「3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
  - c 新規発電設備連系による工事費負担金精算時  
前記「3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

## 5 辞退の手続について

- ・本プロセスの応募者が本プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

### 5. 1 提出書類

- ・辞退書（様式4）  
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

### 5. 2 提出方法

- ・辞退書を持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

### 5. 3 提出場所

- ・「2. 1 (1) b 提出先」と同じ

### 5. 4 提出部数

- ・1部

## 6 その他

### 6. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量は次のとおりとします。

期 間	対象となる送電系統	確保する容量
プロセス開始の公表 ～募集要綱の公表	開始時に公表した送電系統 及びその上位系統	開始時に公表した容量分
募集要綱の公表 ～応募締切	募集要綱で定める入札対象 工事の対象設備及びその上 位系統	募集要綱で定める募集容量 分
応募締切 ～入札締切	応募者の連系点の上位系統	応募者の最大受電電力分
入札締切 ～プロセス成立	入札者の連系点の上位系統	入札者の最大受電電力分
プロセス成立 ～契約申込み期限	優先系統連系希望者の連系 点の上位系統	優先系統連系希望者の最大 受電電力分

- ・なお、周波数変動面（30日等出力制御枠）の容量は、優先系統連系希望者の決定時点（ただし、入札の成立条件を満たしている場合に限り。）において、系統連系順位に基づき、優先系統連系希望者の最大受電電力分を確保します。

### 6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について

- ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、契約申込み等は無効となります。
- ・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、応募が確定する応募締切時点で、契約申込み<sup>※36</sup>の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠）<sup>※37</sup>を開放します<sup>※38</sup>。

※36 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。

※37 契約申込みの受付時点で暫定的に確保した、送電系統における熱容量面・周波数変動面（30日等出力制御枠）等の容量を指します。

※38 開放した送電系統の容量（接続枠）は、いかなる事情（本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。）があつたとしても、応募者に戻ることはありません。

### 6. 3 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、本プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

### 6. 4 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・前記「1. 4 スケジュール」に記載のとおり、本プロセスの完了は平成30年1月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる場合があります）。平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、本プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますので、十分ご注意ください。

### 6. 5 本プロセスの中止について

- ・応募された容量が極端に少ない場合など、本プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと本機関が判断したときは、本プロセスを中止することがあります。なお、本プロセスを中止するときは、本プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取いたします。

### 6. 6 不成立時に入札対象工事の対象設備に空容量が生じている場合の取扱いについて

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、原則として、本プロセスは不成立となりますが、本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた場合等は、送電系統に空容量が生じている場合があります。
- ・その場合は、原則として、空容量の範囲内の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者といたします<sup>※39</sup>。

※39 この場合の優先系統連系希望者については、前記2. 10（2）、6. 2にかかわらず、本プロセスにおける行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効といたしません。

### 6. 7 FIT電源のうち太陽光及び風力発電設備の場合の出力制御について

- ・FIT電源のうち太陽光発電設備の場合、当社は平成26年12月22日付で太陽光発電に関する指定電気事業者となっており、年間360時間を超える無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。
- ・FIT電源のうち風力発電設備の場合、平成27年12月16日付で風力発電設備に関する指定電気事業者となっており、年間720時間を超える無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。

## 6. 8 改正FIT法に関する留意事項について※40

### (1) 電源接続案件募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について

- ・改正FIT法の施行日（平成29年4月1日）の前日までに一般送配電事業者と接続契約を締結していない場合、現在のFIT法に基づく設備認定は失効します。
- ・ただし、改正FIT法の施行日の前日までに開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件については、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効について、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます。
- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、優先系統連系希望者は、契約申込みほか必要な手続を速やかに実施してください。

### (2) 事業用太陽光発電に関する運転開始期限について

- ・FIT認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。
- ・入札される場合には、上記の点も考慮の上、入札負担金単価をご検討ください。

※40 改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。  
 経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

## 6. 9 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

### (1) 本プロセス期間中の系統アクセス関係の申込み

- ・前記6. 1のとおり、電源接続案件募集プロセスが開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の空容量を含む）が同プロセスにより全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のと通りの取扱いとなります。

申込内容	取扱内容	補 足
事前相談申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始</li> <li>・ただし、プロセスの完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点（想定）までの直線距離」は、申込者が希望する場合は回答可能</li> </ul>
接続検討申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統</li> </ul>

		状況が確定した後に検討を開始
契約申込み、 意思表示書の 提出	受付不可	・プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため

- ・事前相談及び接続検討申込みについては、電源接続案件募集プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、同プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- ・契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、電源接続案件募集プロセス開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、受け付けられません<sup>※41</sup>。

※41 FIT法に係る告示に規定する接続申込みを行っている系統連系希望者が契約申込みを行った場合や、同時申込みを行っている系統連系希望者が意思表示書の提出を行った場合も同様に受け付けられません。

(2) 電源接続案件募集プロセスの開始に伴う申込済の接続検討申込みの取扱い

- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、東北電力から受領済みの検討料を返金します（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします）。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で電源接続案件募集プロセスに応募しないときは、前記（1）の場合と同様に、同プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。

(3) その他

- ・電源接続案件募集プロセスにおいては、募集対象エリアにおいて想定される連系希望量と対策工事の経済性等を考慮した合理的な増強規模となることを志向しています。そのため、同プロセス完了後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となることがあります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、電源接続案件募集プロセスの成立によって設備対策を共用する系統連系希望者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

## 6. 10 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針、本機関のHPに公表する内容<sup>※42</sup>、東北電力が定める託送供給等約款、並びに関連諸法令によるものといたします。
- ・本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※42 本機関HP「電源接続案件募集プロセスのご案内」  
[http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/boshu\\_process.html](http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/boshu_process.html)

以 上

## 別紙 1 対象設備、対策工事内容

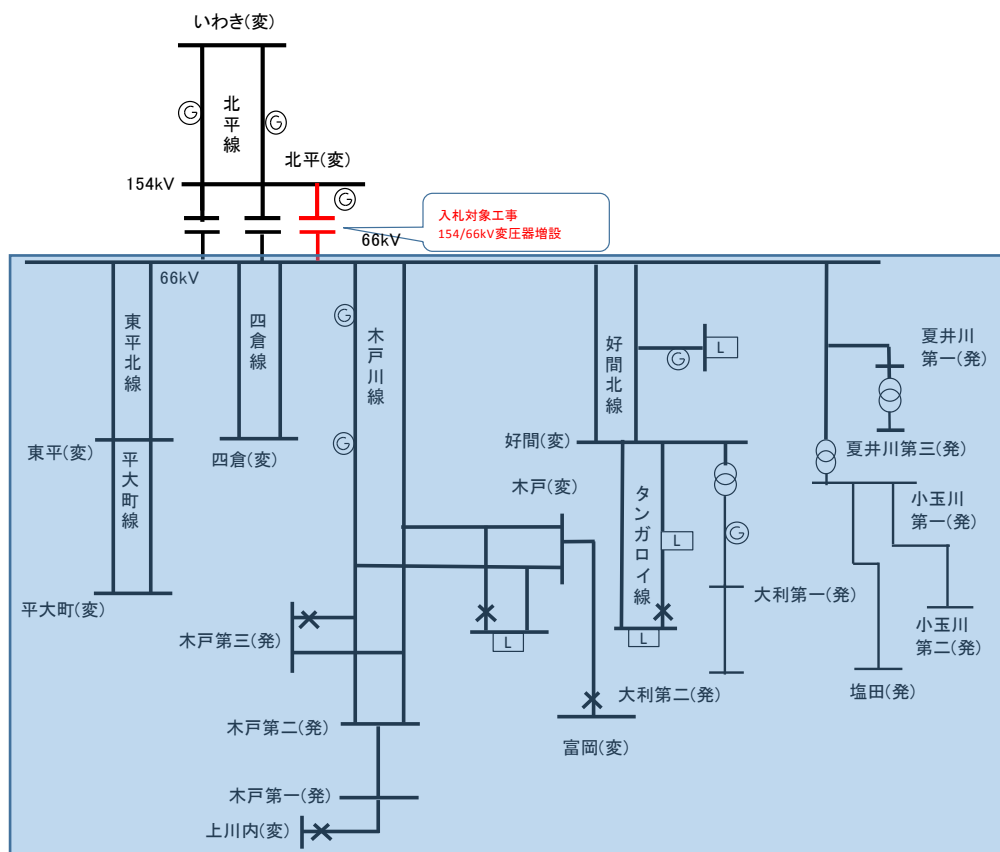
### 1 入札対象工事名称

北平変電所 154/66kV 変圧器増設工事

### 2 工事の必要性と対策工事規模

- 電源接続案件募集プロセスの開始申込みがなされた発電設備等が連系することにより、北平変電所 154/66kV 変圧器の潮流が設備容量 10.9 万 kW を超過することとなります。このため、北平変電所において 154/66kV 変圧器の増設工事が必要となります。
- 次の内容を考慮して、募集対象規模は 7.9 万 kW とし、北平変電所 154/66kV 変圧器を増設します。
  - ・ 電源接続案件募集プロセス開始申込みの内容
  - ・ 電源接続案件募集プロセスへの応募の見込み
  - ・ 設備対策費用と効果（費用対効果）、工期 等

### 3 工事概要図



### 4 対策工事内容

設備区分	項目	新設	建替・張替・ 取替	改造・改修	備考（設備機器・材料 の仕様、工事方法等）
変電設備	変圧器	1 台	—	—	154/66kV（100MVA）



## 別紙2 募集対象エリア

福島県

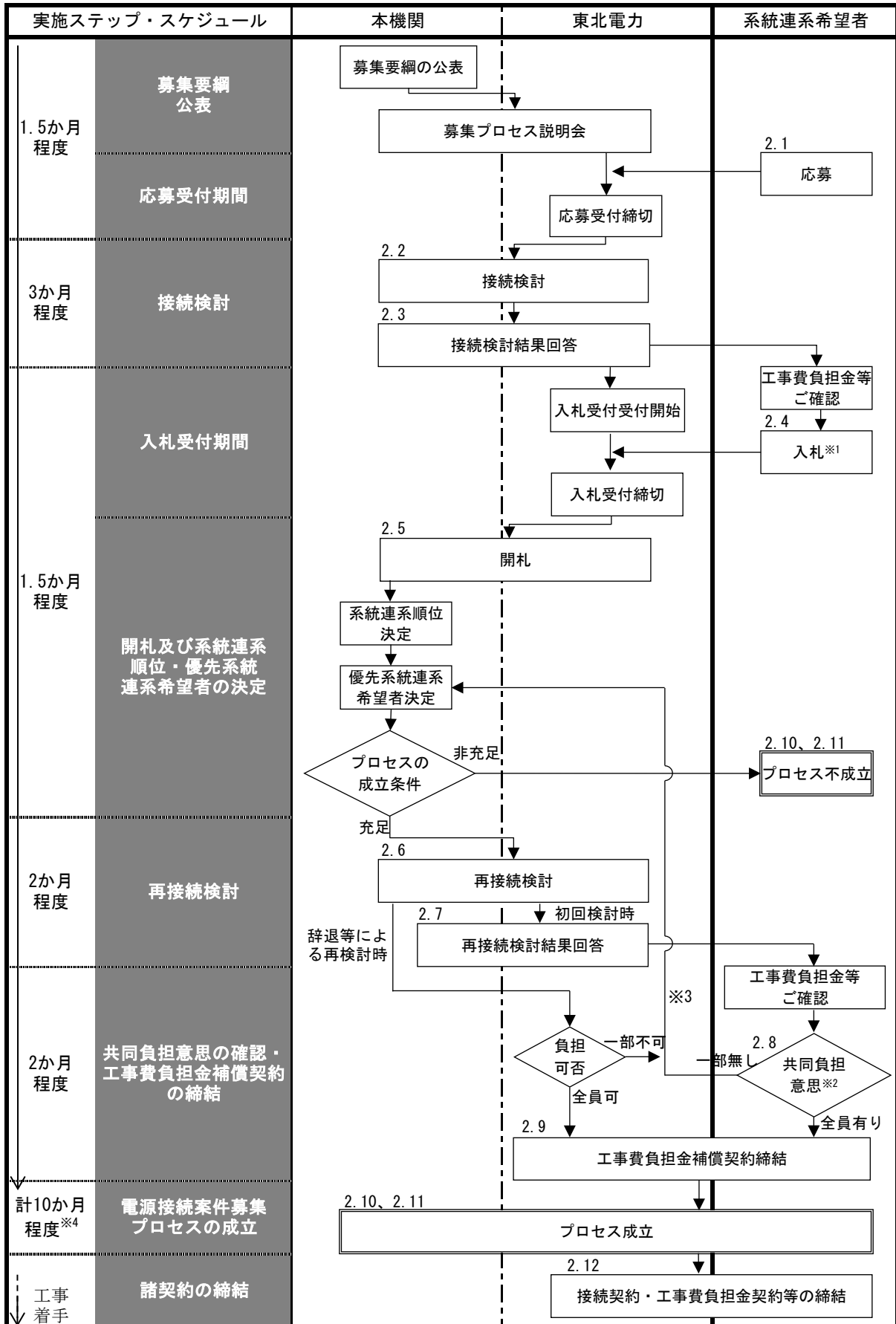
市町村	詳細地域
いわき市	【一部】 石森、内郷内町、内郷高野町、内郷高坂町、内郷御台境町、内郷御厩町、内郷宮町、大久町大久、大久町小山田、大久町小久、小川町上小川、小川町塩田、小川町高萩、小川町上平、小川町柴原、小川町福岡、小川町西小川、小川町三島、小川町下小川、小川町関場、平（一部）、久之浜町末続、久之浜西、久之浜町久之浜、三和町上市萱、三和町合戸、三和下市萱、三和町中寺、三和町渡戸、好間工業団地、好間町愛谷、好間町今新田、好間町大利、好間町小谷作、好間町上好間、好間町川中子、好間町北好間、好間町榊小屋、好間町下好間、好間町中好間、四倉町（一部）
双葉郡 檜葉町	【全域】
双葉郡 広野町	【全域】
双葉郡 川内村	【一部】 下川内遠山、下川内篠平、下川内牛渕
石川郡 古殿町	【一部】 大久田、山上

上記以外においても対象となる場合がありますので、詳細は東北電力にお問い合わせください。

〔募集対象エリア図〕



### 別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます

※2 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。

※3 辞退等した優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定します。

※4 優先系統連系希望者の辞退による再度の再接続検討などにより期間が変更となる可能性があります

## 別紙4 提出・問合せ先（窓口）

### 1 応募申込書・接続検討申込書

#### （1）売電先が東北電力のもの

##### 【特別高圧での連系】

- ・東北電力株式会社 福島支店 お客様本部（お客様サービス）  
〒960-8524 福島県福島市栄町7番21号 電話：024（522）9151

##### 【高圧での連系】

- ・東北電力株式会社 いわき営業所（お客様サービス課）  
〒970-8555 福島県いわき市平字作町1丁目5番地1号  
電話：0120（175）466
- ・東北電力株式会社 相双営業所（お客様サービス課）  
〒975-0012 福島県南相馬市原町区三島町2丁目41  
電話：0120（175）466

#### （2）売電先が東北電力以外または未定のもの

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号  
仙台MTビル8階 電話：0570-783501

### 2 入札書・入札申込書提出先

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号  
仙台MTビル8階 電話：0570-783501

### 3 問合せ

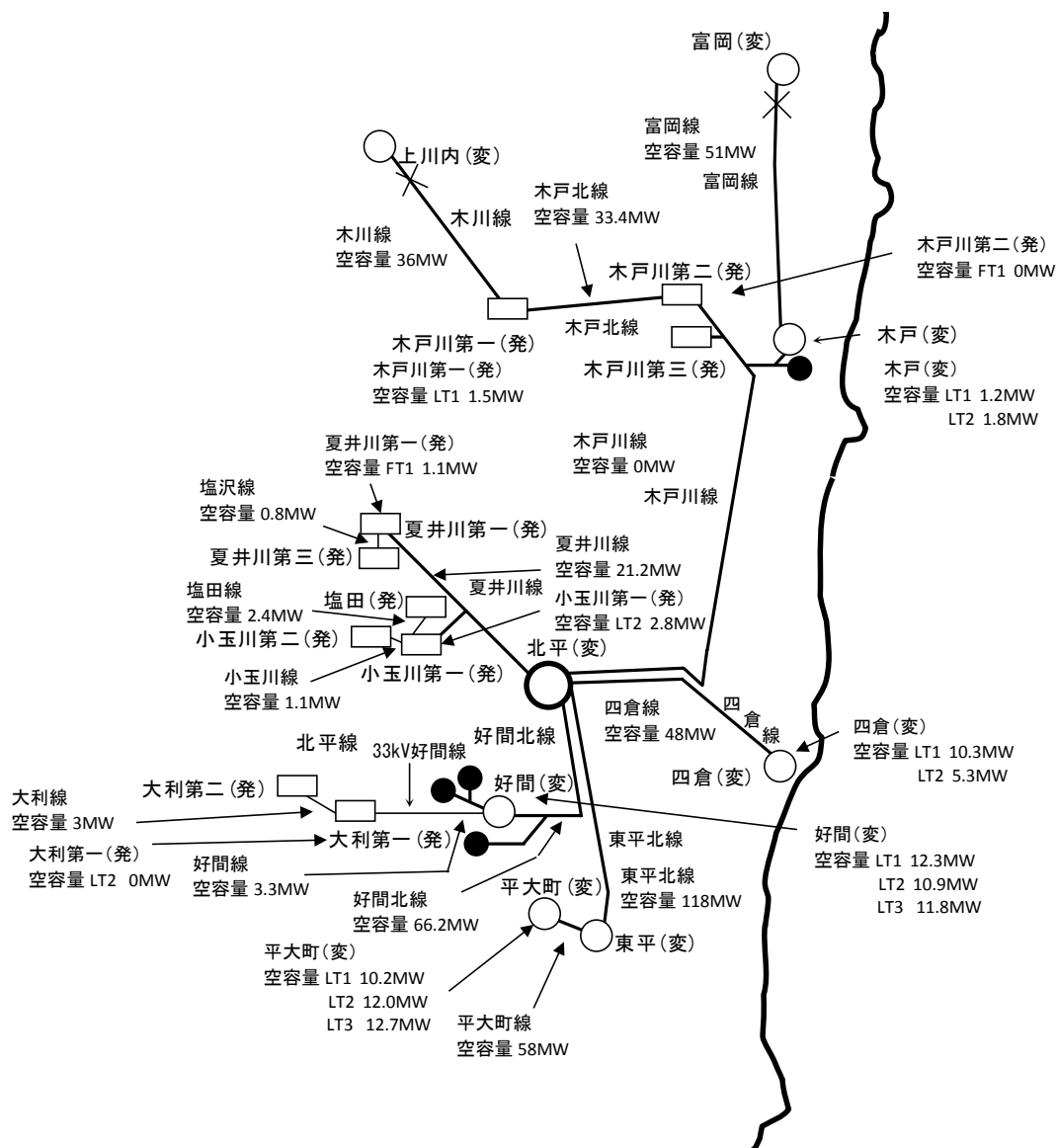
- ・電源接続案件募集プロセスに関するご質問は、本機関のお問合せフォーム又は東北電力問合せ専用メールアドレスにメールにてお問合せください。

広域機関：[https://www.occto.or.jp/contact/anken\\_boshu-form.html](https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html)

東北電力：[bosyu-p.df@tohoku-epco.co.jp]

又は [boshu-p.df@tohoku-epco.co.jp]

## 別紙5 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング



**留意事項**  
 それぞれの設備および上位系統の空容量以上の発電設備を連系するためには、系統増強が必要となります。なお、系統増強が必要となった場合、募集対象設備の費用負担以外に、増強費用を負担いただくこととなります。

[入札対象工事以外に想定される高額・長期の増強工事（66kV 以上）]

No.	設備名	対策工事内容	連系可能量		工事費	工期
			現状	対策後		
①	66kV 木戸川線 (2回線)	鉄塔建替 24 基 工事前：HDCC70mm <sup>2</sup> 工事後：SBACSR/UAC150mm <sup>2</sup>	0 万 kW	2.4 万 kW	14.2 億円 ※1	4年2ヶ月 ※1

注) 募集前の状況から想定されるものであり、応募状況によっては上記以外の工事が発生する場合があります。

- ※1 上記対策工事については、現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、工事内容・工事費・工期等が変更となる可能性があり、詳細は接続検討の回答に添付する「送電線工事に係る留意事項」を確認下さい。

## 別紙6 入札・系統連系順位等に関する補足

### 1. 最低入札負担金単価について

- 入札にあたっては、電源接続案件募集プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額を応募容量<sup>※1</sup>で除した単価といたします。ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、当該系統連系希望者の電源種別ごとの一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価とします。このため、電源種別ごとに最低入札負担金単価が異なる場合があります。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、新費用負担ルール適用者の方は、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

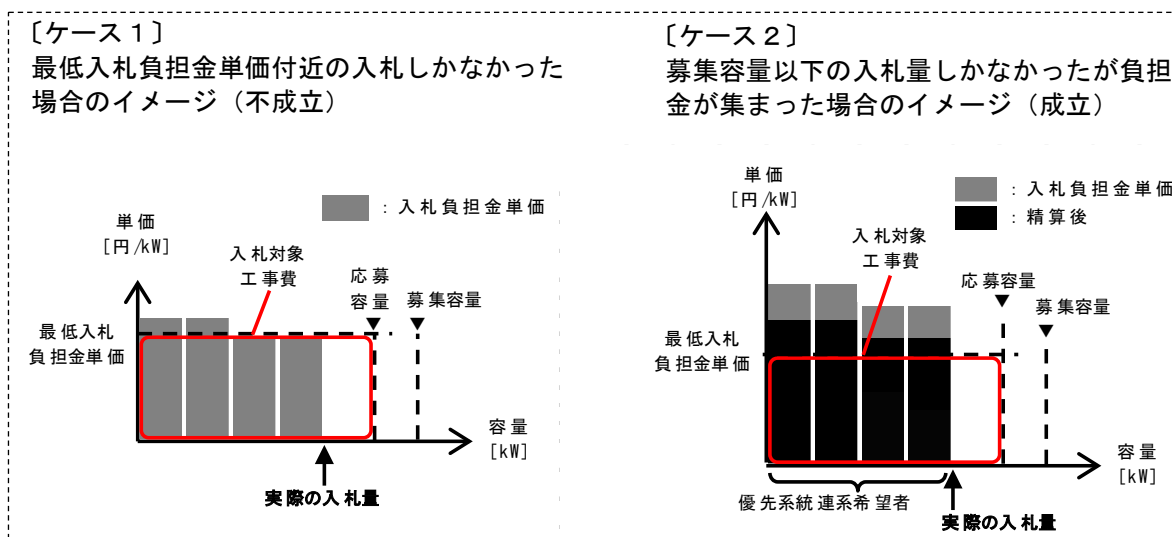
※1 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事の工事費総額を募集容量で除した単価とします。

[お知らせイメージ]

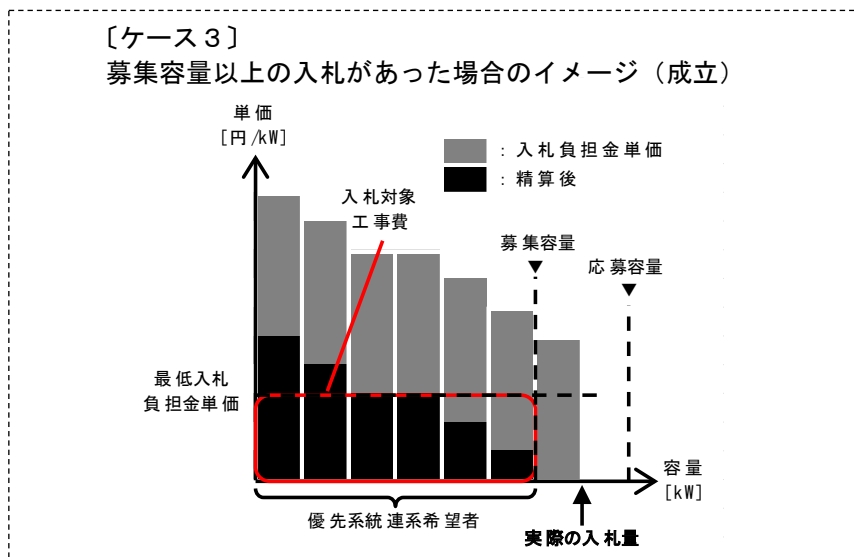
適用される 費用負担ルール	電源種別	最低入札 負担金単価 [万円/kW]
新費用負担ルール	バイオマス（専焼）	●.●
	地熱	●.●
	バイオマス（石炭混焼）	●.●
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	●.●
	小水力	
	廃棄物（バイオマス(専焼)を除く）	
	一般水力	●.●
	バイオマス（石油混焼）	●.●
	石油火力	
	洋上風力	●.●
	陸上風力	
	太陽光	●.●
旧費用負担ルール	FIT電源	●.●

## 2. 最低入札負担金単価と電源接続案件募集プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額を応募容量<sup>\*1</sup>で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。



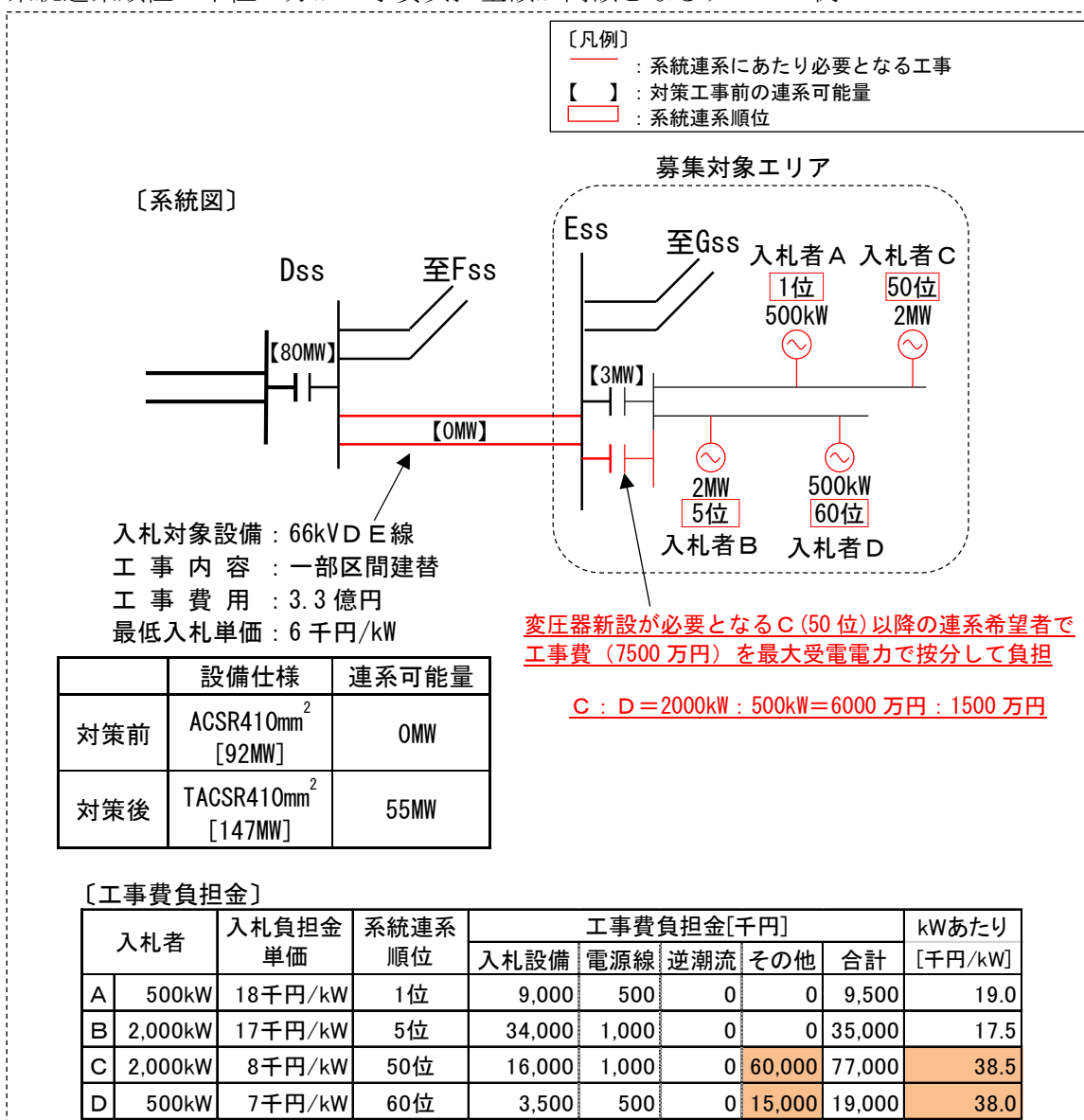
(参考) 募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。〔ケース3〕



### 3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、募集対象エリア内の系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の最大受電電力が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、当該入札者を優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象工事以外の送電系統においても、系統連系順位にしたがって、連系等を行います。したがって、入札対象工事以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご留意下さい。

系統連系順位の下位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例





#### 4. 入札対象工事に連系可能量（空容量）がある場合の優先系統連系希望者の連系について

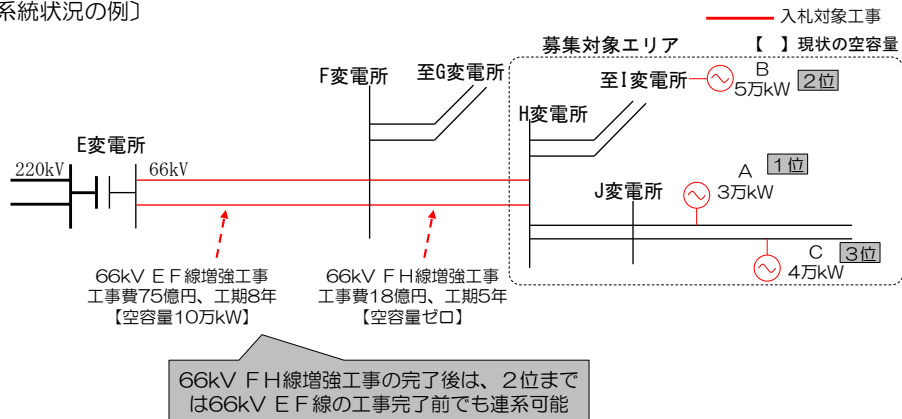
- 入札対象工事について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量（空容量）が生じる場合には、当該連系可能量の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者は、連系可能とします※<sup>2</sup>※<sup>3</sup>。
- 上記のように連系可能となる場合、当該優先系統連系希望者には再接続検討の回答においてお知らせします。

※2 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。

※3 優先系統連系希望者の最大受電電力が、残容量（「入札対象工事完了前の連系可能量（空容量）」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。

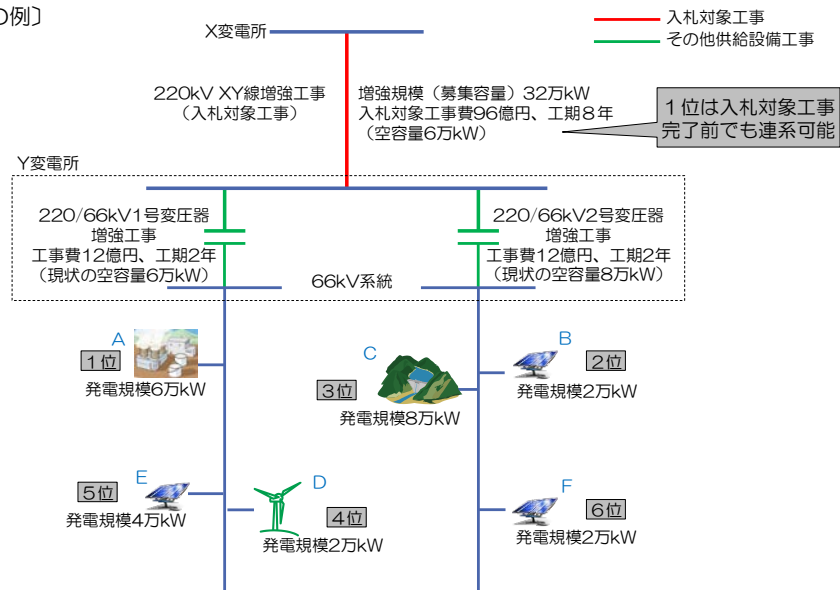
#### 〔事例1〕 入札対象工事が複数の工事で成り立っている場合で、一部の対策工事が完了すると連系可能量（空容量）が一部増加する場合

〔系統状況の例〕



#### 〔事例2〕 電源接続案件募集プロセスの開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量（空容量）が生じる場合

〔系統状況の例〕



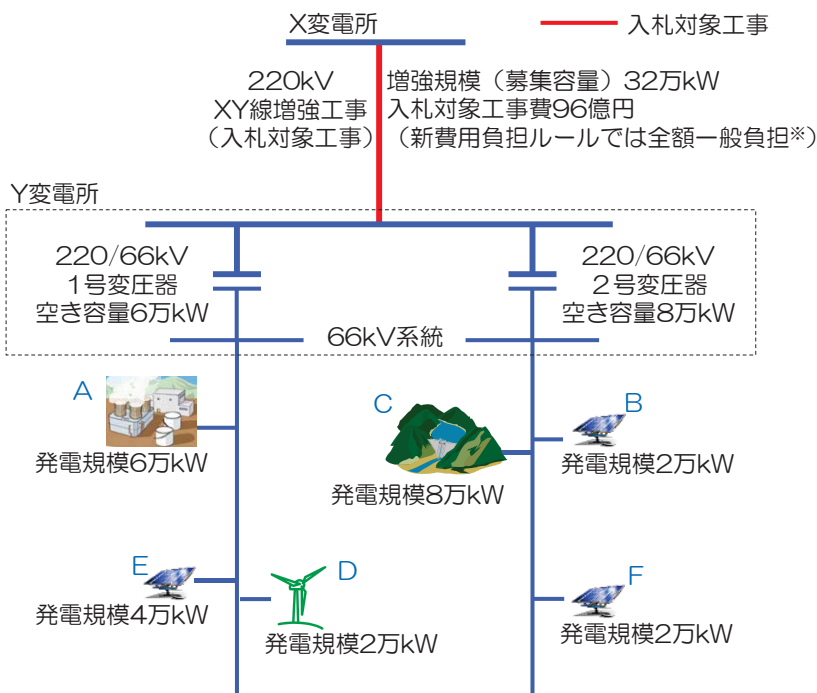
# 電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ (例示)

## 算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統及び入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Cの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む。）を算定する。

### 〔系統状況〕



### 〔入札状況〕

発電事業者	適用される費用負担ルール	入札負担金単価 [万円/kW]
A (地熱)	新ルール	2.0
B (太陽光)	旧ルール	5.0
C (一般水力)	新ルール	1.5
D (陸上風力)	新ルール	2.0
E (太陽光)	新ルール	1.5
F (太陽光)	新ルール	1.5

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

- 新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

新費用負担ルール適用者の工事費負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該入札者の一般負担単価}^{\ast}$$

※ 当該入札者の一般負担単価 [円/kW]

$$= \text{入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]} \\ \div \text{優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]}$$

ただし、当該入札者の電源種別の一般負担の上限を超える場合は、一般負担の上限額。

## (参考) 一般負担の上限額

電源種別	一般負担の上限額 <sup>※1</sup>
バイオマス（専焼） <sup>※2</sup>	4.9 万円/kW
地熱	4.7 万円/kW
バイオマス（石炭混焼）	4.1 万円/kW
バイオマス（LNG 混焼）	4.1 万円/kW
原子力	4.1 万円/kW
石炭火力	4.1 万円/kW
LNG 火力	4.1 万円/kW
小水力 <sup>※3</sup>	3.6 万円/kW
廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	3.3 万円/kW
一般水力 <sup>※4</sup>	3.0 万円/kW
バイオマス（石油混焼）	2.3 万円/kW
石油火力	2.3 万円/kW
洋上風力	2.3 万円/kW
陸上風力	2.0 万円/kW
太陽光	1.5 万円/kW

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

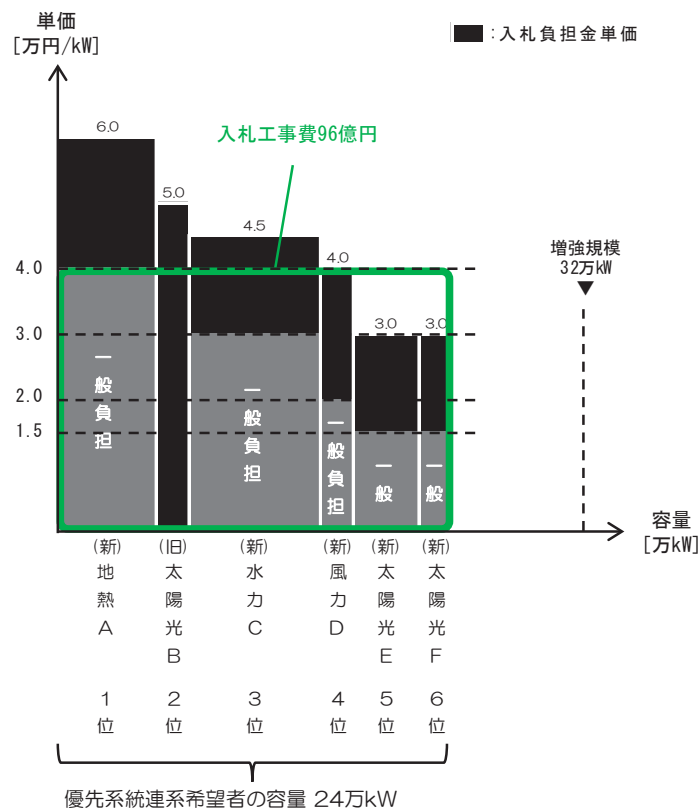
※3：1,000kW以下 ※4：1,000kWを超えるもの

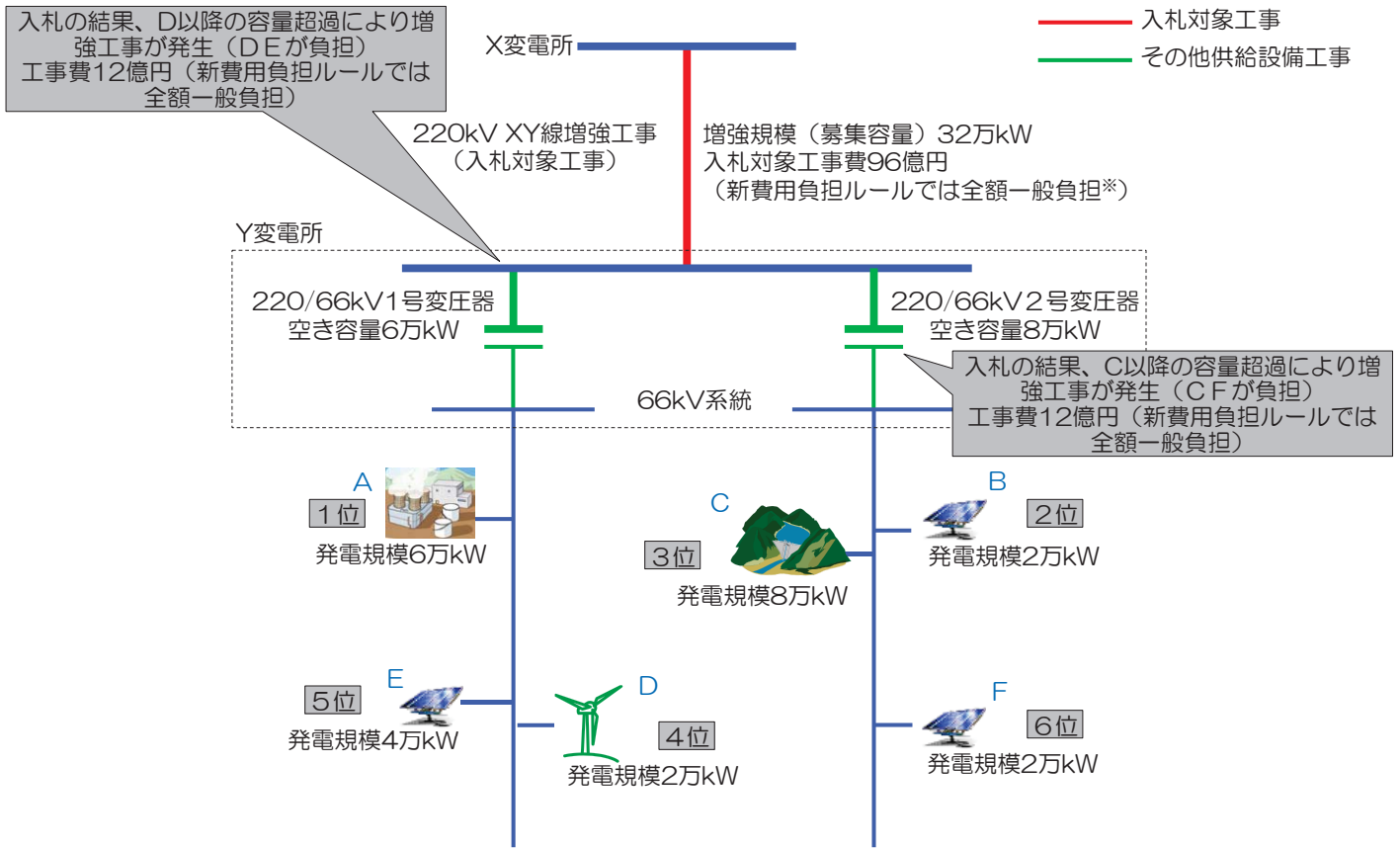
- 新費用負担ルールにおける一般負担単価  
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額  
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計  
 = 96億円 / 24万kW = 4.0万円/kW
- 新費用負担ルール適用者について、入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を発電種別ごとの一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

発電事業者	発電規模 [万kW]	入札負担金単価 [万円/kW]	一般負担単価 [万円/kW]	入札負担金単価 (補正後) [万円/kW]	系統連系順位	優先系統連系希望者
A (地熱)	6	2.0	4.0	6.0	1	○
B (太陽光)	2	5.0	— (旧ルール)	5.0	2	○
C (一般水力)	8	1.5	3.0 (上限)	4.5	3	○
D (陸上風力)	2	2.0	2.0 (上限)	4.0	4	○
E (太陽光)	4	1.5	1.5 (上限)	3.0	5 <sup>※</sup>	○
F (太陽光)	2	1.5	1.5 (上限)	3.0	6 <sup>※</sup>	○
合計	24	—	—	—	—	—

※ 抽選によりEが5位、Fが6位となったと仮定

〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕

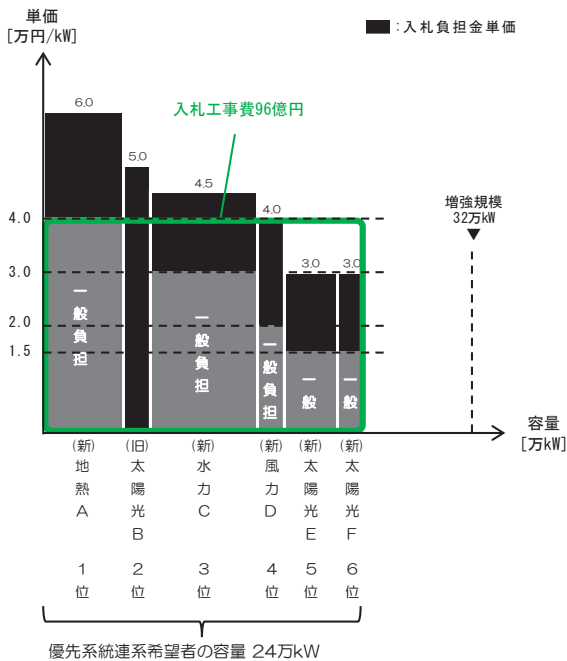




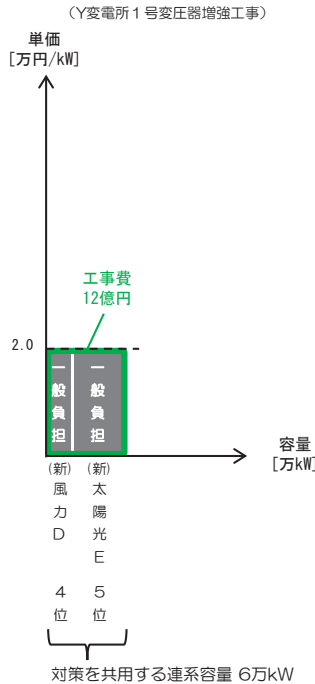
※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

工事費負担金の算定イメージ（再接続検討時）

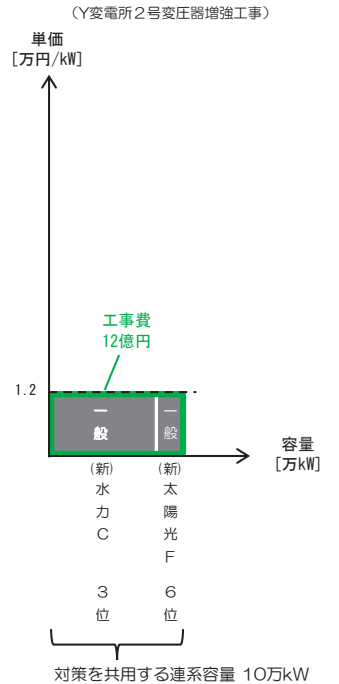
〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕



〔②その他供給設備工事（Y変電所1号変圧器増強工事）〕

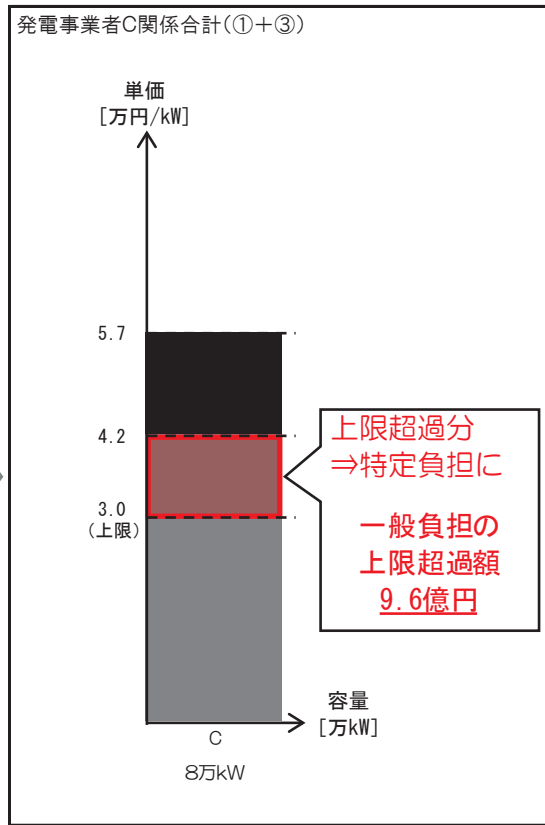
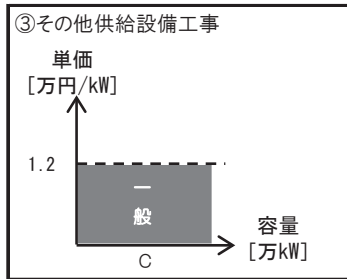
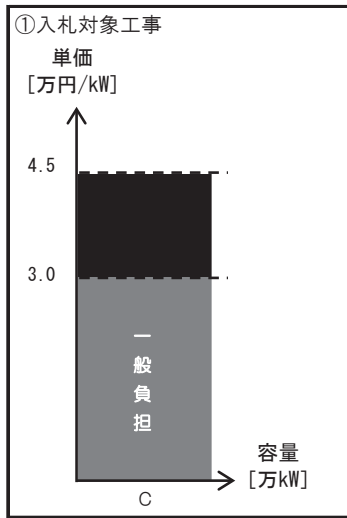


〔③その他供給設備工事（Y変電所2号変圧器増強工事）〕



注) 一般負担の上限超過額算定前

【工事費負担金の算定イメージ（発電事業者Cの場合）】



発電事業者Cの  
 工事費負担金  
 = 新ルールにおける  
 特定負担  
 +  
 一般負担の  
 上限超過額  
 = 12億円  
 + 9.6億円  
 = **21.6億円**

## 別紙8 応募容量が募集容量を超過した場合の入札方法について

- 応募容量が募集容量を超過している場合は、原則として<sup>※1</sup>、入札対象工事として、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等<sup>※2</sup>の増強工事を入札において提示します。
- この場合の入札方法等は次のとおりです。

### 1. 入札方法

- ・ 入札者は工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて、希望する入札対象工事に入札申込みを行ってください。

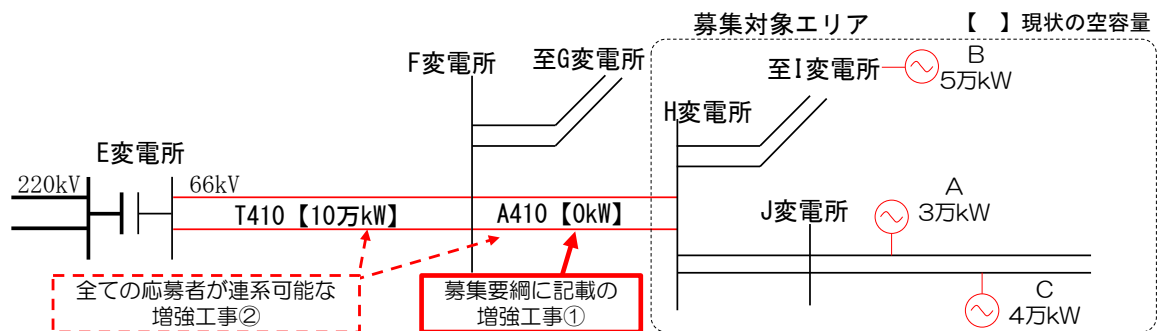
### 2. 対策工事決定方法

- ・ 原則として、入札の成立条件を満足した増強工事のうち、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事を入札対象工事とし、以降のプロセスを進めます。

※1 超過量が僅少で入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い又は「全ての応募者が連系可能な増強工事」が著しく高額等の事由により「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事としたとしても入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合は、「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事として提示しないことがあります。

※2 「募集要綱に記載の増強工事」「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事案を入札対象工事として提示する場合があります。

[系統状況の例]



[入札状況の例]

入札者	入札額(単価)	入札申込み	
		増強工事① (+9万kW、18億円、5年)	増強工事② (+13万kW、93億円、8年)
A 3万kW	8万円/kW	○ (1位)	○
B 5万kW	4万円/kW	○ (2位)	×
C 4万kW	2万円/kW	○ (ただし、落選)	×
総額	—	当選者ABで4.4億円(成立)	24億円(不成立)

## 別紙9 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

○優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

### 〔ステップ1〕 系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

○入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

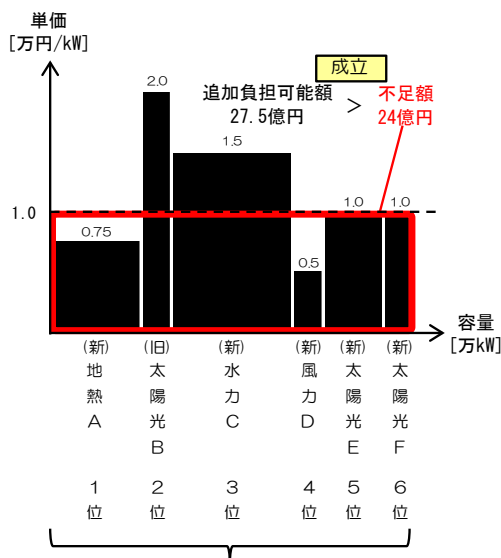
### 〔ステップ2〕 追加負担可能額の確認

○優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります）。

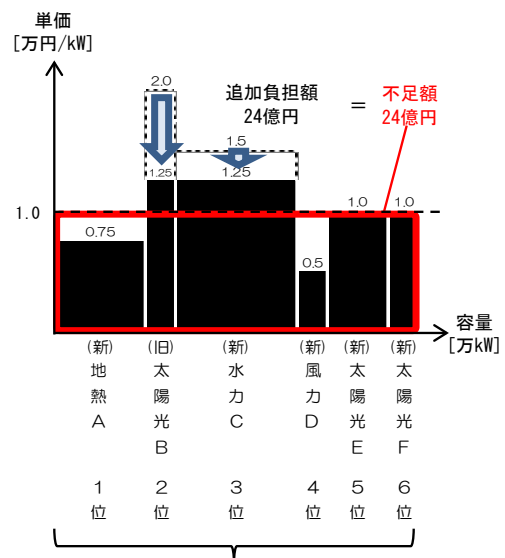
- ・追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません）。
- ・追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金契約における工事費負担金の補正において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ

〔追加負担可能額確認結果〕



〔工事費負担金契約時〕





### 〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

○系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお、入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下、「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- ・再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。

そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。

- ・縮小された増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。

- ・電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。但し、当初の入札締切以降に同プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって同プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。

- ・第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、同プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します<sup>※2</sup> <sup>※3</sup>。

- ・再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

※2 当該系統連系希望者が優先系統連系希望者として電源接続案件募集プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。

※3 当初の入札に入札申込みした系統連系希望者が、再入札に入札申込みしない場合も同様です。

## 〔留意事項〕

- 本資料における対応は、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位）が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札してください。

### ①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク

- ・系統連系順位は当初の入札における入札負担金単価により付与されます。そのため、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札した結果として入札の成立条件を満たさず、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行うことにより入札成立した場合でも、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合の系統連系順位より低い系統連系順位となっており、その結果、その他供給設備工事等の工事費負担金が、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合に比べて高額となる場合があります（別紙6参照）。

### ②系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系できなくなるリスク

- ・系統増強規模の縮小（ステップ1）により入札成立する場合、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行おうと考えていても、系統連系順位が低いため、減少した連系可能量の範囲外の系統連系順位の系統連系希望者は、非優先系統連系希望者となるおそれがあります。
- ・なお、募集時点では系統連系希望者の接続系統や系統連系順位等が具体的でないため系統増強規模の縮小案がないと考えられた場合でも、入札後に入札者の接続系統や系統連系順位等に応じて具体的に検討した場合に系統増強規模の縮小が可能となる場合があります。

〈例〉 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札したことによる連系可否等

入札者Cが様子見の単価2万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
C 3万kW	2万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)		×(非優先系統連系希望者)
総額	—		14億円(不成立)		入札者ABで8億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系できない

入札者Cが単価2.7万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)		×(非優先系統連系希望者)
C 3万kW	2.7万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
総額	—		16億円(不成立)		入札者ACで11億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系できるものの、系統連系順位は2位のため、結果としてその他供給設備工事等の工事費負担金が高額となるおそれ。

入札者Cが事業性等から合理的に許容される単価3.5万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)
A 1万kW	3万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)
C 3万kW	3.5万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)
総額	—		18.5億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系可能。また、系統連系順位は1位。

### ③電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク

- ・ 入札の成立条件を満たさない場合の対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約締結や系統接続時期まで時間を要することになります。そのため、場合によってはFIT調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

平成 年 月 日

## 応募申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年4月12日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

### 記

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺の貼付でも可)	

[契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が契約申込み等の維持を希望する場合]

5. 契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印 を記入してください)	[平成27年11月6日より前に契約申込み等を行っている場合] <input type="checkbox"/> 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望 <sup>※1 ※3</sup>
	[平成27年11月6日以後に契約申込み等を行っている場合] <input type="checkbox"/> 申込み済みの契約申込みの維持を希望 <sup>※2 ※3</sup>

- ※1 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)より前に契約申込み等をされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択することで、契約申込み等を維持することを可能とします。なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。
- ※2 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)以後に契約申込みをされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択することで、契約申込みを維持することが可能です。なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。
- ※3 契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が、「5. 契約申込み等の維持の希望」において選択がない場合は、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールが適用されます。

#### 申込み済みの契約申込み等に関する留意事項(募集要綱より一部抜粋)

- 6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について
  - ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき(辞退したときを含む。)には、契約申込み等は無効となります。
  - ・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、応募が確定する応募締切時点で、契約申込み<sup>※3 6</sup>の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量(接続枠)<sup>※3 7</sup>を開放します<sup>※3 8</sup>。
- ※3 6 同時申込みの場合は、意思表明書の提出を指します。
- ※3 7 契約申込みの受付時点で確保した、送電系統における熱容量面・周波数変動面(30日等出力制御枠)等の容量を指します。
- ※3 8 開放した送電系統の容量(接続枠)は、いかなる事情(本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。)があったとしても、応募者に戻ることはありません。

<申込み窓口 記入欄>

受付番号	受領日	
------	-----	--

平成 年 月 日

## 入 札 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

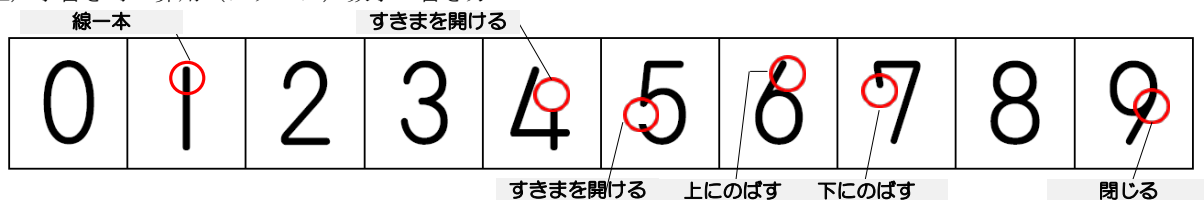
当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年4月12日付募集要綱を承認のうえ、下記のとおり入札します。

### 記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価*	円/kW (税抜) 〔最低入札負担金単価以上の単価で入札してください〕
3. 第1次保証金額* (入札保証金額)	円 (税込) 〔次の①または②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円 + 税〕
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※ 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

注) 手書き時の算用(アラビア)数字の書き方



平成 年 月 日

## 入札申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年4月12日付募集要綱を承認のうえ、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 第1次保証金額 (入札保証金額)	同封「入札書」のとおり
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

## 共同負担意思確認書

(共同負担の意思がある場合)

東北電力株式会社 御中

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名 印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札額を除く。以下同じ。）を上限とする工事費負担金（入札額を除く。以下同じ。）を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします\*1。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

## 記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額（税抜）*2 （入札額を除く）	円 （税抜）
3. 第2次保証金額（税込）*1 （共同負担意思保証金）	円 （税抜） （第1次保証金（入札保証金）と同額）
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

\*1 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご注意ください。

\*2 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告下さい。

平成 年 月 日

## 共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、平成29年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を負担の上、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

## 記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【連系等を行うことを希望しない理由】 最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他



平成 年 月 日

## 辞 退 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「福島県浜通り南部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他